

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和4年6月3日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 クスリのアオキ長岡西千手店
所在地 長岡市西千手1丁目1716番1 外
設置者 株式会社クスリのアオキ
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 駐車場の自動車の出入口の位置
(変更前) 届出書に添付された図面のとおり
(変更後) 届出書に添付された図面のとおり
- 3 変更年月日
令和4年5月25日
- 4 変更の理由
地域住民からの要望により、駐車場の出入口3の位置を変更するため。
- 5 届出年月日
令和4年5月24日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
(なお、長岡市商工部産業支援課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
令和4年6月3日から令和4年10月3日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
地域産業振興課 小規模企業支援係
電 話 025-280-5235
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp